

H23年(行ケ)第10022号 審決取消請求事件

(テキスト4-8-2)

松宮ゼミ 2015/2/28 担当 井澤

1. 事件の概要

特願2003-53806について進歩性欠如の理由による拒絶査定がなされた。

これに対する拒絶査定不服審判の審決(査定維持)に出願人(本テトラパック株式会社)が取消審判を請求した事件

結果は、審決取り消し、差し戻し後、登録査定(特許4953408号)

松宮ゼミ 2015/2/28 担当 井澤

2. 経過

H15.2.28: 出願	H22.12.27: 審決
H17.12.27: 出願審査請求	H23.1.24: 訴訟提起
H19.8.27: 拒絶理由通知書	H23.10.17: 口頭弁論終結日
H19.10.23: 意見/補正書提出 (第1次補正)	H23.10.24: 判決
H19.11.21: 拒絶査定	H24.1.13: 拒絶理由通知書 (36条+29条)
H19.12.20: 審判請求	H24.2.17: 意見書/補正書提出
H20.1.18: 補正書提出(第2次補正)	H24.3.12: 審決(特許査定)

松宮ゼミ 2015/2/28 担当 井澤

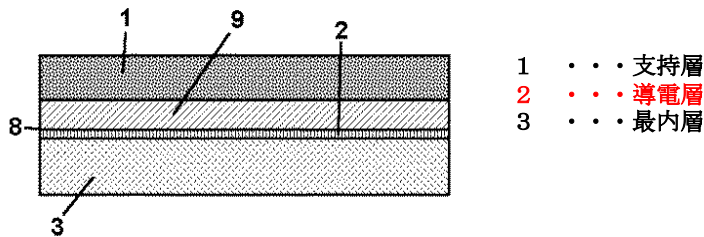
3. 争点

取消事由1: 本願補正発明と引用発明1との相違点についての認定判断の誤り

相取消事由2: 本願補正発明と引用発明1との効果についての認定判断の誤り→判断されず

松宮ゼミ 2015/2/28 担当 井澤

4. 本発明の構成



導電層は、前記支持層と前記熱可塑性最内層との間に積層された蒸着フィルムの基材フィルムに設けられた金属性導電材料からなり、高周波誘導によって該ヒートシールに十分な熱を発する金属蒸着層

松宮ゼミ 2015/2/28 担当 井澤

4. 一次補正の内容

【請求項1】 少なくとも支持層及び熱可塑性最内層からなる包装容器用ウェブ状積層材料であって、該容器該誘導加熱により発生した熱が該最内層に伝わるように該支持層と該熱可塑性最内層との間に積層された導電性層を有し、該導電性層が、前記支持層と前記熱可塑性最内層との間に積層された蒸着フィルムの基材フィルムに設けられた金属性導電材料からなる高周波誘導によって発熱する金属蒸着層であることを特徴とする積層材料。

松宮ゼミ 2015/2/28 担当 井澤

4.第二次補正の内容

【請求項1】少なくとも支持層及び熱可塑性最内層からなる包装容器用ウェブ状積層材料であって、該容器形成のために高周波誘導加熱によりヒートシールされる帯域に、該誘導加熱により発生した熱が該最内層に伝わるように該支持層と該熱可塑性最内層との間に積層された導電性層を有し、該導電性層が、前記支持層と前記熱可塑性最内層との間に積層された蒸着フィルムの基材フィルムに設けられた金属性導電材料からなり、高周波誘導によって該ヒートシールに十分な熱を発する金属蒸着層であることを特徴とする積層材料。

松宮ゼミ 2015/2/28 担当 井澤

5.引用発明(引用文献1)

- ー 引用発明:流動食品を充填する包容容器用管状ウェブ
- ー 内側から順にポリエチレンフィルム層、接着剤層、**アルミ箔層**、紙層及びポリエチレンフィルム層を積層した多層構造体
- ー アルミ箔にうず電流を流すことで、誘導加熱による熱を発生させ、この熱でポリエチレンフィルム層を溶融させてウェブWを横シールする。

松宮ゼミ 2015/2/28 担当 井澤

5.引用文献2の記載

ー 流動性食品等の内容物の充填に好適な包装材料

フィルム表面に、金属(B1)または金属酸化物(B2)の蒸着薄膜が形成されている金属蒸着ポリプロピレンフィルム

ー 「金属蒸着ポリプロピレンフィルム」は、基材フィルムに金属の蒸着薄膜が形成された金属蒸着層であって、**低温シール性**及び耐ブロッキング性に優れている。

松宮ゼミ 2015/2/28 担当 井澤

6.相違点

「導電性層が、本願補正発明は、『高周波』誘導加熱により熱を発する『蒸着フィルムの基材フィルムに設けられた金属性導電材料からなる』『金属蒸着層』であるのに対し、引用発明1は、高周波誘導加熱によるかは明らかでない誘導加熱により熱を発する『アルミ箔層』である点」

→ 引用発明1に記載のアルミ箔を蒸着フィルムに変えることが容易か否か？

松宮ゼミ 2015/2/28 担当 井澤

7. 当事者の主張(原告)

－引用例2記載の金属蒸着フィルムは、包装容器の分野において誘導加熱による熱を発生させる導電性材料とはいえず、むしろ静電気障害防止材料であったことは明らかである。

－周知例として提出された乙1～4には、発熱体として金属蒸着層を用いることは記載なし。技術常識ではない

松宮ゼミ 2015/2/28 担当 井澤

7. 当事者の主張(被告:特許庁)

審決

「引用発明1のアルミ箔層と、刊行物2記載の上記金属蒸着フィルムとは、共に、流動性食品等の包装容器用積層体の分野において、誘導加熱による熱を発生させる導電性材料であり、そこで発生させた熱により熱可塑性樹脂層を溶融させヒートシールさせるためのものである点で共通するから、引用発明1における『アルミ箔層』に代えて、ヒートシール性に優れたものとするよう、刊行物2に記載の、金属蒸着フィルム、すなわち、基材フィルムに金属の蒸着薄膜が形成された金属蒸着層を適用することは、当業者が容易に想到し得たこと。」

『低温シール性』・・・導電材料であるこの『金属蒸着フィルム』(にうず電流を流すこと)によって発生する熱である誘導加熱による熱でシールするもので、低温でのヒートシール性に優れたもの

引用文献2には、蒸着層によってヒートシール性を高めることが記載されていると審決では判断

松宮ゼミ 2015/2/28 担当 井澤

8. 判断

引用発明1には、ウェブのアルミ箔に渦電流を流すことで、誘導加熱による熱を発生させ、この熱でポリエチレンフィルム層を溶融させてウェブを横シールすることは記載されているものの、ウェブのアルミ箔層に代えて、**他の材料を使用することに関する記載や示唆を見出すことはできない。**

引用例2には、「金属蒸着フィルム」に**渦電流を流すことや、誘導加熱による熱でシールすることは記載されていない。**

引用例2に記載される「低温シール性」に優れるとは、基材フィルムの性質に基づいてヒートシールする温度が従来よりも「低温」であっても「シール性」に優れることであるというべき

→ 引用発明1に引用例2を適用することによって、高周波誘導加熱するための高周波磁束により渦電流を発生させ発熱体となる導電性層として、「アルミ箔層」に代えて、「基材フィルムに金属の蒸着薄膜が形成された金属蒸着層」を置換することを、当業者が容易に想到し得たとする審決の判断は誤りであるといわざるを得ない。

松宮ゼミ 2015/2/28 担当 井澤

9. 被告の主張に対する補足的説明

乙1&乙2: 高周波誘導加熱可能な材料…金属箔や金属蒸着膜等の金属層という記載はあるが、シールについて記載なし。

乙3: 発熱包材の場合に金属蒸着膜が最適であると考えられることが記載されているが、包装材料のシールに関しては記載されていない。

乙4: 電磁誘導の発熱体となり得る金属層の厚さとして0.05~50μm程度は適用可能であると記載されているだけ。蒸着層との記載はない。技術分野も違う。

→ 乙1ないし乙4の記載を考慮しても、引用例2に記載の金属蒸着層が引用発明のアルミ箔と置換すべき材料であると当業者が容易に想到するとは考えられないというべき

松宮ゼミ 2015/2/28 担当 井澤

10. 考察

動機づけ&示唆

『引用発明1には、ウェブのアルミ箔に渦電流を流すことで、誘導加熱による熱を発生させ、この熱でポリエチレンフィルム層を溶融させてウェブを横シールすることは記載されているものの、ウェブのアルミ箔層に代えて、**他の材料を使用することに関する記載や示唆**を見出すことはできない。』

※ どういう記載があれば『示唆がある』ことになるのか？

※ 本判決後さらに拒絶理由で進歩性(乙1を引例)拒絶されたものの、36条違反の記載不備だけ補正後に登録。